

公述意見（東松山都市計画用途地域、防火地域及び準防火地域、土地区画整理事業の構想（原案））検討結果

公述人	公述意見要旨	検討結果
1	事業予定地とその周辺は、生物多様性の核心的な拠点であり、現在も野生鳥類の重要な生息・繁殖環境が維持されている。事業予定地から約500メートルの地域ではオオタカの営巣・繁殖が継続して確認され、約1.8キロメートル離れた東平地区では、今年、市内で16年ぶりとなるサシバの繁殖が確認され、ミゾゴイ（絶滅危惧Ⅱ類）の目撃情報もある。 このような事実から諏訪下地区、東平地区、岩鼻周辺の里山・平地林・水田・耕作放棄地は、野生鳥類の重要な生態系ネットワークとして機能している。 事業予定地は、巣から約500mしか離れていないオオタカの高利用域であるため、「埼玉県オオタカ等保護指針」に基づき、事前に営巣地の確実な確認と繁殖成功を含む「2営巣期」にわたる詳細な調査を行い、開発時は、餌生物の減少、採餌場所の消失、分断、自然環境の単純化を避けた自然共生型の事業とし、工事は繁殖期を避け、在来植物による緑化、生物多様性の維持が必要である。また、希少鳥類の重要な生息基盤である「北側の樹林」は現況のまま残すべきである。 本事業は、規模により環境影響評価（環境アセスメント）の対象外であるものの、事業予定地周辺では太陽光発電施設の乱立等により、貴重な平地林や農地が急速に失われている。個々の事業はアセスメントの網を抜ける小規模なものであっても、同時多発的かつ連続的に行われると、一線を越える環境破壊となる。今回の都市計画変更が生態系ネットワークの完全崩壊に繋がらないと、強い危機感を抱いている。 国や埼玉県が「ネイチャーポジティブ（自然再興）」を推進する中、東松山市においても、ネイチャーポジティブの精神に背を向け、見せかけの環境配慮と批判される都市計画を決定してはならない。 本事業を推進するのであれば、以下4点を都市計画の決定要件として義務付けることを強く要望する。第一に、着工前の「2営巣期」にわたる詳細な調査と埼玉県環境影響評価条例に準ずる自主アセスを事業者に命じ、その結果を市民に公開すること。第二に、希少種の繁殖活動を守るため、工事期間を「9月から12月」に限定するよう市として厳格に制限・指導すること。第三に、事業地内に含まれる「北側の樹林」は、一切の土地改変を行わず残すことを地区計画に明記し、敷地内は在来植物による緑化を徹底すること。第四に、区域区分変更を呼び水とした周辺農地や平地林での乱開発を抑止するため、市独自の条例や厳格な土地利用規	今回の東松山都市計画用途地域、防火地域・準防火地域、並びに土地区画整理事業の変更を行う地区は、「第六次東松山市総合計画」及び「東松山市都市計画マスタープラン」において、工業系の土地利用を図る地区として位置付けています。また、土地区画整理事業による計画的な市街地整備の実施が確実となっています。 公述の都市基盤整備における生物多様性への配慮等に関する意見について以下のとおり見解を示します。 当該地区は、令和7年度オオタカ営巣地登録情報によると、営巣地から1,500m以内の推定高利用域内に位置しているため、「埼玉県オオタカ等保護指針」に基づく配慮を求めています。「着工前の「2営巣期」にわたる詳細な調査」については、新たな営巣が確認され、当該地区が営巣地から400m以内の推定営巣中心域に該当する場合には、同指針に基づき調査等を求めることとなります。また、「埼玉県環境影響評価条例に準ずる自主アセスを事業者に命じ、その結果を市民に公開すること」については、当該地区の面積は約7.6haであり、埼玉県環境影響評価条例に基づく環境影響評価の対象とはなっておらず、本市が事業者に対して義務付けるための権限を有していないことから、対応できません。 「希少種の繁殖活動を守るため、工事期間を「9月から12月」に限定するよう市として厳格に制限・指導すること」については、本市が事業者に対して工事期間を制限させる権限を有していないことから、対応できません。 「事業地内に含まれる「北側の樹林」は、一切の土地改変を行わず残すことを地区計画に明記し、敷地内は在来植物による緑化を徹底すること」については、地区計画のなかで土地改変を行わず樹林を残すことを、現時点で明記する予定はございません。なお、地区計画区域内では、縁辺部に樹木を配置する方針を定める予定であり、これらの場所に在来植物を植栽することについて、事業者に指導します。 「区域区分変更を呼び水とした周辺農地や平地林での乱開発を抑止するため、市独自の条例や厳格な土地利用規制を構築すること」については、個々の開発に係る事業において、関係法令等に基づき適切に対応すべきことであるため、本都市計画変更及び事業を契機として、市独自の新たな条例や土地利用規制を構築する考えはありません。

	制を構築すること。 一度失われた生態系は、二度と元に戻らない。目先の産業誘致だけでなく、50年、100年先を見据え、持続可能で調和のとれた都市計画へと見直していただくことを強く求める。	
2	東松山市には森林、里山、農地、草地、水辺等の多様な自然環境が残され、野生動植物の生息・繁殖・採餌を支えている。一方で近年、森林伐採や太陽光発電施設の設置等による自然環境の改変が進んでいる。 岩鼻運動公園周辺ではオオタカの繁殖が継続して確認され、今年は市内で16年ぶりとなるサシバの飛来・繁殖も確認されている。これらの鳥類は森林だけでなく、里山・農地・草地・水辺等を広く利用するため、諏訪下地区の開発が周辺の生態系に及ぼす影響について、専門家による十分かつ継続的な調査・評価が必要である。 以上を踏まえ、以下の点を要望する。第一に、専門家の調査による見解等に基づき、工事時期や方法を見直し、騒音・振動、樹木伐採、土地改変等への保全措置を講じること。第二に、調査結果や環境への影響、保全対策を市民に分かりやすく説明すること。第三に、森林・里山・農地・水辺等を、水源、防災、景観等を支える地域資源として一体的に保全すること。第四に、予定されている土地区画整理事業及びごみ焼却施設建設についても、環境影響評価条例の趣旨に沿った十分な調査・評価を行い、適切に説明すること。第五に、1ヘクタール未満の民有林の伐採について、小規模な伐採が累積することで森林の分断や生態系への影響につながることを踏まえ、面積だけで判断せず、厳格な事前確認・指導を徹底し、太陽光発電施設等により森林を失うことがないように、設置禁止区域や森林保全優先区域等の規制を検討すること。 産業用地の整備や地域の発展全てに反対するものではないが、開発を前提とせず、まず自然環境を十分に調査したうえで、開発と環境保全を両立できる計画とすることが重要である。希少な猛禽類の繁殖を支える森林、里山、農地、水辺は東松山市の貴重な財産であり、将来世代に引き継ぐためにも、今回の諏訪下地区の都市計画変更については、開発ありきではなく、地域の発展と環境保全を両立させた慎重な都市計画とすることを強く要望する。	今回の東松山都市計画用途地域、防火地域・準防火地域、並びに土地区画整理事業の変更を行う地区は、「第六次東松山市総合計画」及び「東松山市都市計画マスタープラン」において、工業系の土地利用を図る地区として位置付けています。また、土地区画整理事業による計画的な市街地整備の実施が確実となっています。 公述の都市基盤整備における生物多様性への配慮等に関する意見について以下のとおり見解を示します。 「専門家の調査による見解等に基づき、工事時期や方法を見直し、騒音・振動、樹木伐採、土地改変等への保全措置を講じること」及び「調査結果や環境への影響、保全対策を市民に分かりやすく説明すること」については、本市が事業者に対して調査を義務付けるための権限を有していないことから、命じることとはできず、現時点において調査結果を説明する予定もありません。また、事業者に対して工事期間を制限させる権限を有していないことから、対応できません。なお、工事に際しては、事業者に対し周辺環境に配慮した施工を行うよう指導します。 「森林・里山・農地・水辺等を、水源、防災、景観等を支える地域資源として一体的に保全すること」については、当該地区は土地区画整理事業の実施を予定しているため、一体的に保全することとはできません。なお、事業地内において、公園や緑地を配置することになっており、緑化を図るものとしています。 「予定されている土地区画整理事業及びごみ焼却施設建設についても、環境影響評価条例の趣旨に沿った十分な調査・評価を行い、適切に説明すること」については、土地区画整理事業の実施において、埼玉県環境影響評価条例に基づく環境影響評価の対象ではないため、条例に基づいた調査や評価は行いません。なお、ごみ焼却施設建設については、今回の都市計画変更と関りがないため、見解を示すことは差し控えます。 「1ヘクタール未満の民有林の伐採について、小規模な伐採が累積することで森林の分断や生態系への影響につながることを踏まえ、面積だけで判断せず、厳格な事前確認・指導を徹底し、太陽光発電施設等により森林を失うことがないように、設置禁止区域や森林保全優先区域等の規制を検討すること」については、それぞれの事業に適用される関係法令等に基づき適切に対応すべきものであると考えるため、独自の規制を検討する予定はありません。